

《事後申請 提出書類一覧》 ※令和5年4月1日～7月23日までに助成事業完了

■ 交付申請書・実績報告書の同時申請

✓	必要書類	確認事項	備考
1	助成金交付申請書（第1号様式）		
2	実績報告書（第8号様式）		
3	助成対象者の登記事項証明書 （現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可
4	印鑑証明書	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可
5	住民票（個人事業主のみ）	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	原本又は写し
6	産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定書	有効期限内か	写し
7	個人事業税納税証明書（個人事業主のみ）	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	原本
8	購入車両の自動車検査証 又は 自動車検査証記録事項	・初度登録日が令和5年4月1日から同年7月23日までに限る ・電子車検査証の場合、自動車検査証記録事項を提出	写し
9	購入車両の代金に係る請求書又は注文書	・型式 ・メーカー名、車名 ・車種 ・車両登録番号 ・車台番号 ・購入費用の内訳（オプション、諸費用、車両本体価格【税抜】が確認できるもの）	写し
10	購入車両の代金の支払に係る領収書	・販売会社等の印があるものに限る。 ・領収書が発行できない場合、振込証明書等や支払い事実が確認できるものを提出 ・複数台の領収書の場合、内訳書や領収書に一台ごとの領収内訳がわかる記載があ	写し

			ること	
11	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境省補助金)を受けたことがわかる書類		<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定通知書 ・額確定助成通知書 ・内定通知書 など 	写し
12	請求書(第9号様式)			写し
13	口座情報の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・請求書(第9号様式)と同一の口座情報であること。 ・以下の内容が記載されていること ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること	写し
14	車両受渡し書等の納車を確認できる書類		日付、車体番号等が記載あること	写し
15	その他会社が参考・必要と認める書類			
追加必要書類 <リース申請の場合のみ>		確認事項		備考
16	リース契約書		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者、貸与先双方の印があるもの(契約締結が確認できるもの) ・リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの ・リース料金に助成金額が反映された状態であること。 	写し
17	貸与料金の算定根拠明細書		・リース契約書と総額、月額が同額であること	
18	貸与先の登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)		申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可
19	貸与先の印鑑証明書		申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	写し可

20	貸与先の住民票（個人事業主のみ）	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	原本又は 写し
21	貸与先の産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定書	有効期限内か	写し
22	貸与先の個人事業税納税証明書（個人事業主のみ）	申請日時点で、発行日から <u>3か月以内のもの</u> に限る。	原本